

Kakedasu®における運営ガイドライン ※サンプル

こちらはウェブサイト掲載用のサンプルとなります。
最新のガイドラインとは内容が異なる場合がございます。

Kakedasu®(以下「Kakedasu」)の各会員(以下「会員」)は、Kakedasuの信頼性及び社会的地位を確立させる為、Kakedasuに登録したシェアハウス、及びゲストハウスや宿泊施設については、以下の基準を基に運営を行わなければならない、また、それに同意した者のみ会員になる事が認められるものとする。

セーフティーネット項目

1. Kakedasu会員の参加するSlackの各チャンネルに流れる問い合わせについては、問い合わせ内容に応じて支援者を決め、会員同士が協力して支援にあたるものとする。
2. 会員に問い合わせが来た場合は、それぞれの判断で会員の参加するSlackに情報を共有し、内容に応じて支援者を決め、協力して対応にあたるものとする。
3. 会員はどのレベルまで対応を行うのか、それぞれで基準の策定を行うか、判断する責任者を置かなければならない。また、各会員はそれぞれの基準を上回る支援は、他会員への情報共有を除き、原則行わないものとする。
4. 会員で支援できないレベルの問い合わせや対応があった場合は、できる限り放置や拒否をせずに、有識者である特別会員など他会員の意見を求め、対応が可能な会員が協力して支援にあたるものとする。
5. 生活保護や障害年金など福祉的アプローチ、精神面や健康面など医療的アプローチに対しては、公的制度や仕組みとしてあるものについては偏見を持たずに随時活用していくものとする。
6. 被支援者の情報を、Kakedasu及び公的機関や医療機関以外の第三者へ理由なく漏らしてはいけない。
7. 入居希望者に面接や審査などを行い、それをもとに入居者を決定することは問題ないが、国籍やジェンダーによって、差別的な対応を行ってはいけない。(但し、「女性専用」「男性専用」「外国人専用」といった対象を決める形での運営は問題ないものとする)。

シェアハウス運用項目

1. 契約希望者もしくは入居希望者が外国人の場合、その外国人が所有するビザ・在留資格及びパスポートの有効期限を必ず確認する。その場合、不法滞在に該当する人物の入居は受入れない。(但し、難民申請中の外国人を支援する場合については各事業者の判断を認める)

2. 契約希望者もしくは入居希望者が外国人の場合、その賃貸借契約期間をビザ・在留資格の期限及びパスポートの有効期限以上としなない。(但し、難民申請中の外国人を支援する場合については各事業者の判断を認める)
3. 賃貸借契約を結ぶ場合、契約希望者もしくは入居希望者の所有する本人証明書を確認、及びそのコピーを査収しなくてはならない。また、それが提示できない者に対しては、契約及びその入居を受入れない。(但し、緊急性がある場合については各事業者の判断を認める)
4. 緊急連絡先が確定できる契約希望者のみ、その契約の対象者としなくてはならない。(但し、緊急性がある場合については各事業者の判断を認める)。
5. 運営物件には、消火器及び各居室への火災報知器の設置を行わなければならない。
6. 各会員は、それぞれが社内で管理している入居者情報をKakedasu及び公的機関以外の第三者へ漏らしてはいけない。また、入居者と交わされた賃貸借契約書は、退室後から3年以上保管してはいけない。
7. ドミトリールーム(複数人部屋)を運営する場合、原則として戸籍上の男女別の部屋にしなくてはならない(但し、カップル入居やLGBTについて申告があった場合は各事業者の判断で認める)。
8. 各シェアハウスの許容人数について
各シェアハウス物件最大許容人数×10㎡が、総延床面積以下であることとする。
9. 建物用途について
会員が運営する建物の建築確認届出済み用途は、住居系建築物である「一戸建ての住居」、「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」、「下宿」のいずれかであることとする。現在これに適合していない物件(例えば、建物の用途が事務所、倉庫、自動車車庫などの物件)を運営中の場合には、その用途変更を速やかに行うこととする。
10. 入居者との契約について
入居者との契約は、原則として普通建物賃貸借(転貸借)契約または定期建物賃貸借(転貸借)契約とする。
11. 各シェアハウスの入居者の移住について
Kakedasu各シェアハウス間の入居者移住については、原則自由とし、スムーズな移住ができるようそれぞれが対応することとする。但し、引き抜きを前提としたいやがらせなどの行為はおこなってはならない。
12. マンションを使用してシェアハウスを運営する場合
区分所有建物(マンション・団地等)をシェアハウスに転用する場合、管理組合の規約を守り、またその了承を得ることとする。
13. 各シェアハウスのデータ管理について
Kakedasuに登録するシェアハウスの情報については、Googleフォームを通じてオンラインに保存し、会員に共有することとする。

14. 防火管理者の資格取得

会員は、組織内に最低一名は防火管理者の資格を有することを推奨する。

15. 防火対策の周知徹底

入居者に対し防火対策、避難口、避難方法等を周知させることとする(マニュアル等の作成または定期的な避難訓練など)。

16. 水害対策の周知徹底

入居者に対し、各自治体が配布している水害ハザードマップなどを元に、水害リスクについて周知させることとする。

その他項目

1. この基準を変更又は廃止する際は、Kakedasu運営事務局より会員に周知することとする。
2. この基準に違反した場合や、違法行為、音信不通、運営者の破産などが発生した際には、Kakedasu運営事務局の判断により退会処分とする。
3. 共有したGoogleドライブなどにあるデータを会員が適切に追加・編集・コピーなどを行うことは問題ないが、事前に共有することを原則とし、勝手な削除・改修・変更などを行ってはならない。
4. Kakedasu運営事務局は特定の思想や政党の支持・反対・推薦を行わないが、各会員がそれぞれの思想を持つことを尊重する。
5. この基準への違反、違法行為、もしくは提供するサービスや支援について問題があるとの報告がKakedasu事務局にあった場合、Kakedasu運営事務局の判断により、当該の会員資格を停止する。なお、会員資格復活については、指摘された問題が存在しないこと、もしくは解消されたことが判明した後に、Kakedasu運営事務局により判断する。
6. 退会処分になった会員、及び会員資格が停止されている会員は、Kakedasuから提供するサービスの利用はできないものとする。
7. 本規約により解決できない問題や、異議が生じた場合、会員とKakedasu運営事務局とは誠意をもって協議し、これを解決するものとする。
8. 前項の規定にも関わらず、協議によっても解決しない場合には、さいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

令和3年8月改定

令和3年6月改定

令和元年12月作成